

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年6月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県	
3. 市区町村名	米原市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	乳幼児、児童生徒	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年6月28日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	17	
10. 保護評価書の名称	米原市福祉医療費助成に関する事務(基礎項目評価書)	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hl_n_o=&kk_name=%E7%B1%B3%E5%8E%9F%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E7%B1%B3%E5%8E%9F%E5%B8%82%E3%80%80%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82	
12. 委任関係		▼

執行機関名 米原市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	米原市福祉医療費助成条例(平成17年米原市条例第93号)による乳幼児および児童・生徒の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		米原市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第41号) 別表第1 第一の項 米原市福祉医療費助成条例(平成17年米原市条例第93号)による乳幼児および児童・生徒の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)第1条	米原市福祉医療費助成条例(平成17年条例第93号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>2 すべての(児童)は、ひとしくその(生活を保障)され、愛護されなければならない。</p>	<p>第一条 この条例は、(乳幼児)、(児童・生徒)、重度心身障がい者(児)、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の(保健の向上)と(福祉の増進)を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		米原市福祉医療費助成条例(平成17年条例第93号) 米原市福祉医療費助成条例施行規則(平成17年規則第61号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	米原市福祉医療費助成条例第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	助成対象者または保護者に対する福祉医療費受給券の交付に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ニ	米原市福祉医療費助成条例第3条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ1	米原市福祉医療費助成条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ2	米原市福祉医療費助成条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ3	米原市福祉医療費助成条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	米原市福祉医療費助成条例第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--